

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する決議（案）

我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、物価高騰の長期化による影響は大きく、都民生活や都内中小零細企業の経営を取り巻く環境はいまだ厳しい状況にある。こうした中、23区の地価水準は全国と比較して依然として高く、基準地価格も複数年にわたり上昇幅が拡大するなど、固定資産税等の税負担が更に大きくなることが見込まれる。

都は、これまで独自に固定資産税等の軽減措置を実施することで税負担の緩和を図り、都民の暮らしや中小企業者の事業継続等を支援してきた。

今、これらの軽減措置を廃止することは、都民や厳しい経営状況にある中小企業者等に対し、多大な税負担増を求めることになりかねない。

よって、東京都議会は、23区に住み、働く、都民や中小企業者等の税負担感に配慮する観点から、次の事項を実施するよう強く求めるものである。

- 1 商業地等に対する固定資産税等の負担水準の上限引下げを令和8年度も継続すること。
- 2 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を令和8年度も継続すること。
- 3 小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免措置を令和8年度も継続すること。

以上、決議する。

令和7年12月 日

東京都議会